

# 「金融商品取引法」で 資金調達・開示はこう変わる

## ＜POINT＞

- ① いわゆる集団投資スキーム(ファンド)など金融商品の多様化・複雑化に伴い「証券取引法」が金融商品取引法」として抜本的に改編される予定である。
- ② 資金調達手段は近年拡大しているが、今後どのような金融商品を誰が取り扱うと対象となるのかを理解する必要がある。

新日本監査法人  
公認会計士

橋上 徹

## はじめに

二〇〇六年三月一日、「金融商品取引法案」(以下、「法案」ともいう)が閣議決定され、三月二三日衆議院に提出され、四月二〇日現在審議中である。この法案は、従来の「証券取引法」による証券規制に代えて、昨今の集団投資スキーム(ファンド)に代表される金融商品の多様化・複雑化に対応し、「金融商品取引法」として規制を統合しようとするものである。

金融商品取引法案は、銀行預金や保険契約などすべての金融商品をカバーしているわけではなく、商品先物取引や一部の不動産ファンドなども適用外となっている。このため、金融商品取引法の制定は、銀行預金や保険契約などすべての金融商品をカバーし、金融コンダロマリット化の実態に対処するための「金融サービス市場法」制定の途中のステップと見られている。

金融商品取引法案一条(目的)では、金融商品の公正な価格設定が明記され、昨今の粉飾決算等の不適切な企業内容の開示による金融商品の不公正な価格形成を意識したものとなっている。一九八四(昭和五九年)に生じたリッカーの倒産、その後

発覚した粉飾決算による元会長の特別背任罪の裁判時に裁判所が「粉飾決算は社会的な責任をわきまえない経営者にとって「一種の麻薬」のようなものである」と言及した点は有名である。その後二〇年以上経過しているが、この事態は、より複雑・巧妙化し、深刻化している。新興市場の登場や集団投資スキームの発達により資金調達のチャンスは多くなったが、一方で粉飾決算や詐欺的行為により、金融商品の名目的な価値が真実の価値(公正価値)と乖離し、大きくなっている(バブル化している)点などもこの条文の背景にある。

この法案は今通常国会で成立し、二〇〇七年度から(公布の日から起算して一年六カ月を超えない範囲内において政令で定める日から)適用される見通しである。

本稿では、金融商品取引法施行により、一般事業会社の資金調達および開示がどのように変わるのかについて読者の理解を得ることを目的とする。

なお、本稿の事実は筆者に帰することを申し添える。

## 金融商品取引法案の概要

金融商品取引法案の概要については図表1を参照いただきたい。

(図表3) 規制の対象となるオプション

《取引所オプション》  
日本の取引所には、銀行が設立した東京金融先物取引所と、証券会社が設立した証券取引所(東京証券取引所、大阪証券取引所など)がある。  
●東京金融先物取引所  
東京金融先物取引所では、短期金利を原資産とするユーロ円3カ月先物オプションが取引されている。  
●証券取引所  
証券取引所では、国債先物、株価指数、個別株式を原資産とするオプションが取引されている。国債先物オプションは、長期国債先物や中期国債先物を対象とする取引。株価指数オプションは、株価指数を基礎商品とする取引。株券オプションは、あらかじめ決められた個別銘柄の取引。

原資産	対象	市場	取引所
外国為替	ドル/円	外国為替市場	店頭市場
金利	ユーロ円先物	東京金融先物取引所	
債券	国債先物	東京証券取引所	上場市場 (取引所取引)
株価指数	TOPIX 日経225、日経330	東京証券取引所 大阪証券取引所	
個別株式	株券	東京証券取引所 大阪証券取引所	

なお、外国の金融商品取引所において取り扱われているものも規制対象となる。

《店頭オプション》  
店頭取引である通貨オプションは、銀行間で取引を行う、取引量が最も多いオプションである。

《取引所オプション》で示したオプションの他、以下のものが対象となっている。

●クレジット・デリバティブ  
クレジット・デリバティブ(Credit derivatives)は、貸付債権や社債の信用リスクをスワップやオプションの形式で売買する取引である。個別に相対ベースで取引条件を決める店頭取引である。クレジット・デリバティブは、信用リスクをヘッジする目的で開発された。信用力を指標にして、将来に受け渡す損益を決める。信用リスクの売買は、一言でいえば保証の取引であるが、デリバティブという取引形態をとることによって、多種多様な商品が生み出されている。債務不履行に対する保証だけではなく、業績悪化による信用力の低下といった状況を取引の対象とする商品が考案されている。  
クレジット・デリバティブは、その仕組みから大きく、クレジット・デフォルト・スワップ、トータル・レート・オブ・リターン・スワップ、クレジット・リンク債の3種類の商品に分けられる。

クレジット・デリバティブの種類	特徴
クレジット・デフォルト・スワップ	債権の保証
トータル・レート・オブ・リターン・スワップ(TOR)	債券のクーポンと評価損益を市場金利と交換
クレジット・リンク債(CLN)	信用リスクを他の債券にリンク

●天候デリバティブ/地震デリバティブ  
天候デリバティブは、天候不順で損害を被る企業のリスクをヘッジする目的で考案された取引である。電力会社、ガス会社、農家への利用が見込まれている。取引形態はオプションであるが、一種の保険である。地震デリバティブは、地震の発生に伴う企業の経営リスクをヘッジし、収益の平準化を計る目的で考案された取引である。これも取引形態はオプションであるが、一種の保険である。

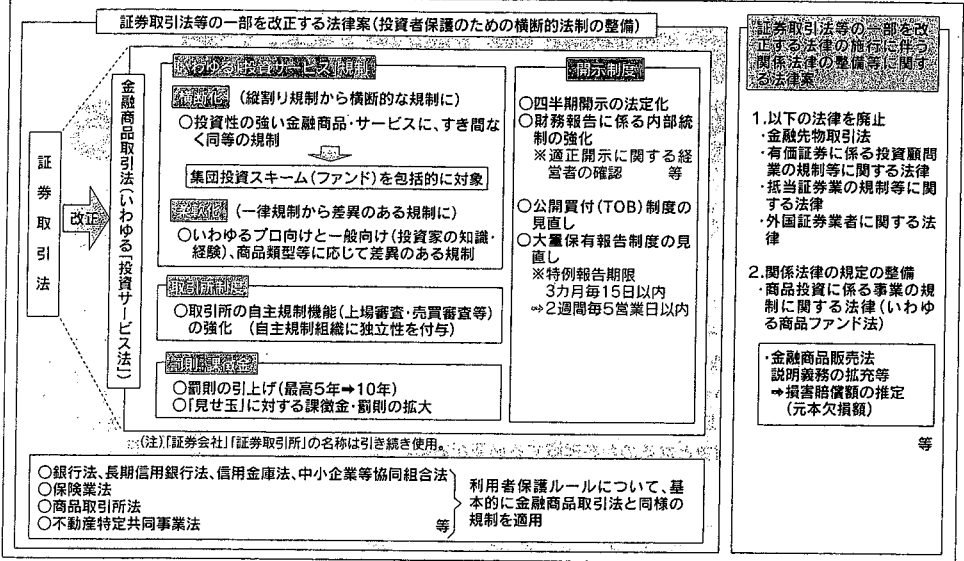
う返済金の中から、購入者に元利金を支払う。  
●抵当証券の元利金の支払いは、抵当証券会社が保証しているが、国は保証しない。債務者が倒産した場合に、抵当証券会社が元利金を保証するが、抵当証券会社が倒産・廃業となった場合は元利金は保証されない。抵当証券会社が倒産・廃業した場合には、抵当証券保管機構が担保不動産を競売にかけて購入者に分配する。しかし、不動産の価値が下落するなどして、十分な価格で売却できない場合には、元利金は全額支払われない。このリスクは購入者が負うことになる。  
●米国に、モーゲージ・バックト・

セキュリティ(MBS)と呼ばれる、抵当証券に類似した金融商品がある。日本に古くからある抵当証券とMBSを区別するために、MBSを「モーゲージ担保証券」と訳している。MBSは、政府抵当付金庫(GNMA)による政府の保証が付いていることや、投資家への情報開示の規定が整っている点などにおいて、日本の抵当証券と大きく異なっている。この指摘があり、日本の抵当証券は、抵当証券投資家への保護が十分との意見もあった。  
●外国または外国の者の発行する抵当証券の性質を有するもの(19号)  
前記のMBSは対象になるが、とくに商業用不動産を担保資産とする

ものをCMBS(Commercial Mortgage Backed Securities)という。日本では商業用不動産ローン担保証券とも呼ぶ。資産担保証券(ABS)の一種で、賃貸マンション、ホテル、倉庫、オフィスビル、スーパーなど商業不動産モーゲージ(商業用不動産)に対して実施した融資をひとまとめにし、それを担保に証券化した商品である。具体的には、商業用不動産ローンを出し、それをプールした上で特別目的のビークル(SpV/Special Purpose Vehicle)に売却。SPVはそれを担保にしてAAA格付をはじめとする数種類の証券を発行して引き受け、投資家に販売していくスキームである。

●オプション(19号)  
従来の証券取引法でも一定のオプションが規定されていたが(証券法210(2)、211、212各号)、金融商品取引法案ではその範囲が大きく拡大された。規制の対象となるオプションは図表3のとおりである。ただし、商品先物取引は規制の対象から外されている。  
なお、外国での店頭取引として取り扱われるものも規制対象となる。  
●みなし有価証券(法案20)  
●信託の受益権(1号)  
従来の証券取引法では、貸付信託の受益権に限定されていた(証券法22(1))が、金融商品取引法案で

(図表1) 金融商品取引法案の概要



(出所)金融庁ホームページ(<http://www.fsa.go.jp/common/diet/164/02/gaiyou/01.pdf>)より一部改変

証券取引法等の一部を改正する法律案(投資者保護のための横断的法制の整備等)に関する法律案

- 以下の法律を廃止
  - 金融先物取引法
  - 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律
  - 抵当証券業の規制等に関する法律
  - 外国証券業者に関する法律
- 関係法律の規定の整備
  - 商品投資に係る事業の規制に関する法律(いわゆる商品ファンド法)

金融商品販売法  
説明義務の拡充等  
⇒損害賠償額の推定(元本欠損額)

有価証券(金融商品取引)の範囲拡大の影響

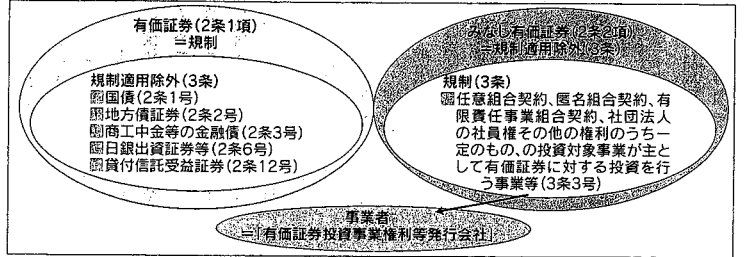
資金調達手段の検討に与える影響

金融商品取引法案では、従来の証券取引法に比べ、規制対象となる「有価証券」の範囲が大きく拡大している。従来の証券取引法二条で規定されていた「有価証券」に加え、次に説明する金融商品により資金調達を行うことが図表2のような規制を受けることになる。以下、金融商品取引法案二条で新しく規制対象とされている金融商品についてその内容を紹介する。

有価証券(法案20)

●「有価証券」は、主に中小企業者や個人事業主向けの不動産を担保(抵当)とした貸付債権を証券化した、一般投資家に小口販売する金融商品である。  
●「有価証券」は、債務者(中小企業者や個人事業主)の同意を得て登記申請を行い、法務局登記所から交付される。抵当証券会社は、交付された抵当証券の原券を抵当証券保管機構に預けることが義務づけられている。抵当証券保管機構は、原券を預

(図表2) 金融商品取引法案による規制

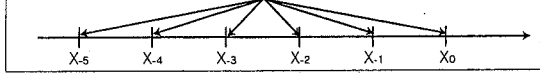


(図表4) 法案での有価証券報告書の作成提出義務者

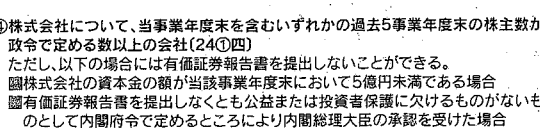
- ①金融商品取引所市場有価証券発行会社(24①一)
- ②店頭売買有価証券の発行会社(24①二)
- ③有価証券の募集(4①本文)・売出(4②本文)・発行登録追補書類の提出適用会社(23の8)(24①三)

ただし、次の場合には有価証券報告書を提出しないことができる。  
 ① 当該事業年度末を含むすべての過去5事業年度末の有価証券の所有者数が政令で定めるところにより計算した数以下である場合において有価証券報告書を提出しなくても公益または投資者保護に欠けるものがないものとして内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の承認を受けた場合

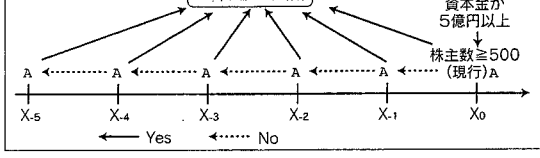
【募集・売出等を行った場合でも有価証券報告書を提出しないことができる場合】  
 $X_0 \sim X_5$  期末すべてにおいて政令で定める所有者以下  
 (現行証券取引法施行令第3条の5では500人(法人)以下)



④ 株式会社について、当該事業年度末を含むいずれかの過去5事業年度末の株主数が政令で定める数以上の会社(24①四)  
 ただし、以下の場合には有価証券報告書を提出しないことができる。  
 ① 株式会社の本資本金の額が当該事業年度末において5億円未満である場合  
 ② 有価証券報告書を提出しなくても公益または投資者保護に欠けるものがないものとして内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の承認を受けた場合



⑤ 有価証券投資事業権利等発行会社については当該事業年度末の所有者数が政令で定める数以上の会社(24①四)  
 ただし、以下の場合には有価証券報告書を提出しないことができる。  
 ① 有価証券投資事業権利等発行会社の資産の額として政令で定めるものの額が当該事業年度末の末日において政令で定める額未満の場合



⑥ 有価証券報告書を提出しなくても公益または投資者保護に欠けるものがないものとして内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の承認を受けた場合

⑦ 有価証券報告書を提出しなくても公益または投資者保護に欠けるものがないものとして内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の承認を受けた場合

⑧ 有価証券報告書を提出しなくても公益または投資者保護に欠けるものがないものとして内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の承認を受けた場合

⑨ 税務上の留意点  
 税務上の留意点は次のとおりである。

⑩ 中間法人を介した資金調達手段  
 中間法人法二条一号では、中間法人を「社員に共通する利益を図ることを目的とし、かつ、剰余金を社員

に分配することを目的としない社団であつて、この法律により設立されたもの」と定義している。  
 中間法人の設立は、準則主義によることになっている。  
 剰余金分配請求権がないため(中間法人法86、113)、金融商品取引法案の規制が及ばないことになる。  
 しかし、なお、次の観点から中間法人については規制の対象外となっている点には問題がある。

・中間法人が行うことのできる事業については、格段の制限は設けられていない。  
 ・中間法人の種類については、社員が法人の債権者に対して責任を負わなければならない有限責任中間法人(最低基金300万円)と、社員が法人の債権者に対して責任を負う無限責任中間法人の二つの類型を設けている。  
 ・無限責任中間法人は最近では証券化の受け皿として注目され活用されている。

最後に關しては、かつてケイマンにチャリタブル・トラスト(慈善信託)をつくらせた上で、チャリタブル・トラストにケイマンのSPVに投資させ証券化を図ったスキームの代替として登場してきたものである。有限責任の中間法人なら最低300万円の基金(出資が必要であるが、旧所有者等が300万円を出資し、出資金返還請求をしないという定めにする。そして出資者が議決権を持たないという仕組みにする。こうして出資者と議決権者を切り離してしまう。議決権者は弁護士・公認会計士になつてもいい、こうすることにより誰が倒産しても受け皿会社を守ることができるといふ「倒産隔離」の機能に着目したものである。  
 しかし、最近では不動産開発型目的SPVや企業買収目的SPVとして活用される局面も多くなり、中間法人の活用方法について議論を呼んでいる(図表5)。

は、限定しないこととしている。  
 ⑪ 外国の者に対する信託の受益権(受益) 従来、証券取引法では、外国法人に対するものに限定していたが、これを外国法人以外にも拡大した。  
 ⑫ 合名会社もしくは合資会社の社員(3号)・なお、外国法人と同様な社員権も対象(4号)  
 ⑬ 二〇〇五年の証券取引法改正では、会社法成立を受けて合同会社の社員権を規制対象としたが、これを合名会社・合資会社の社員権にも拡大した。  
 ⑭ 民法60①に規定する組合契約(いわゆる任意組合契約)(5号)・外国の法に基くものを含む(6号)  
 ⑮ 二〇〇四年の証券取引法改正により「投資事業有価証券組合契約」および「有限責任事業組合契約」に基づく権利は規制の対象となつてしたが、これを任意組合契約一般に拡大した。  
 ⑯ 民法上の任意組合は商法上の匿名組合と同様に法人格がなく、昨今、これらを使ったマネー・ロンダリング(資金洗浄)・違法な支出の流れを正常な資金の流れに転換することなどの温床となつているとの指摘もあり、規制対象とされた。  
 なお、これらは法人格がなくとも自己募集など第二種金融商品取引業者(法案28の2②)に該当する場合は内閣総理大臣の登録が義務づけられる(同29)。

- ⑰ その他  
 その他、次に示す規制も加わつたので留意が必要である。  
 ・商法五三五条に規定する匿名組合契約(5号)・外国の法に基くものを含む(6号)  
 ・社団法人の社員権その他の権利(外国の法に基くものを含む)(6号)のうち、以下に該当するもの(五号)の社員権その他の権利を有する者(出資者)が出資または拠出した金銭を充てて行う事業(出資対象事業)から生ずる収益の配当または当該出資事業に係る財産の分配を受けることができる権利ただし(a)・(b)のものを除く(六号)  
 (a) 出資者の全員が出資対象事業に参与する場合の出資者の権利  
 (b) 出資者の出資額が収益の配当または出資対象事業に係る財産の分配を上回る出資者の権利  
 (c) 保険契約  
 (d) 共済契約(農業協同組合および中小企業等協同組合(行)のもの)  
 (e) 不動産特定事業契約に基づく権利

すことにより公益又は投資者の保護を確保することが必要かつ適切と認められるものとして政令で定められることという包括事項が導入されている。  
 金融商品の進化は日進月歩であり、規制が後追い状態となつていくことは否定できない。そのため英米の証券規制に平仄を合わせるものとして注目される。  
 先の中間法人やNPO法人も規制の対象となる余地を残している。  
 財務諸表に与える影響  
 従来、証券取引法二条の有価証券の定義にかかわらず、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会八項では証券取引法二条の有価証券に類似するもので活発な市場があるもの)は有価証券に準じて取り扱ふことが記載されていた。  
 ただし、任意組合や匿名組合など従来、有価証券動定または投資有価証券動定以外で会計処理・表示されていたものが有価証券動定または投資有価証券動定で会計処理・表示されることになると思われるので、財務諸表の見え方が変わつてくることとなる。

有価証券報告書提出義務者  
 前述した「有価証券」により資金調達を行っている会社等のうち次回図表4のものが「有価証券報告書の作成提出義務者」になる。  
 金融商品取扱業者に該当する場合の登録義務(法案29)  
 法案二条二項に規定する任意組合出資・匿名組合出資などみなし有価証券に該当するものを募集・私募する場合(法案28①一、2⑦七など)でこれを業として行う場合は、第二種金融商品取引業(同28②)に該当し、内閣総理大臣への登録義務が課されることとなる(同29)。  
 これまでの証券会社等はもちろん金融商品取引業者であるが、一般事業会社が任意組合・匿名組合等の集団投資スキーム(ファンド)を利用して資金調達を行う場合も、原則(金融商品取引業)に該当することになる。  
 各資金調達手段とその他の問題点等  
 公益性の高い事業体を介した資金調達手段の問題点等  
 ここでは、金融審議会金融分科会第一部会が「投資サービス法(仮称)



**民事上のリスク**

民法上、金融商品取引業者が不法な販売を行い、これが不法行為に該当して損害を被った場合、七〇九条により被害者は救済される余地がある。しかし、民法七〇九条では金融商品取引業者の故意・過失や損害との因果関係などについて被害者側に立証責任があり、事実上、被害者の救済が困難で金融商品取引業者が有

民事上のリスク

民事上行政上・刑事上のリスク

なお、金融商品取引業者に該当した場合、自己の資産と顧客の資産の分別管理が義務づけられる(同40の3)。

また、登録により、金融庁・証券取引等監視委員会からの報告の徴収および立入検査(同79の4)を受ける場合があることに留意する必要がある。

金融商品取引業者には、販売義務者説明義務の範囲を拡大した(たとえば、「顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為」(一)法案38)。

その他、顧客の知識、経験、財産の状況等に適合した販売を行う義務(二)適合性の原則(遵守義務、四〇条)や損失補填の禁止義務(法案39)等が課せられる。

これらに違反すれば民事上、損害賠償義務を負うことになる。

また、虚偽記載のある有価証券報告書の提出会社の役員等は投資者の賠償責任がある旨が明記された(法案24の4)。

一般事業会社の資金調達手段が多

利な状況下にあった。

このような中、二〇〇〇年に「金融商品販売法」が施行され、民法七〇九条の特則として、四条において、被害者が重要事項の説明不足の立証のみで補償されることになった。

重要事項とは、①元本欠損が生ずるおそれがある旨および元本欠損を生ずる一定の要因(金融商品販売法3①①①③)、②権利行使期間の制限または解約期間の制限(同3①①④)であった。

金融商品取引法案では、販売義務者説明義務の範囲を拡大した(たとえば、「顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為」(一)法案38)。

その他、顧客の知識、経験、財産の状況等に適合した販売を行う義務(二)適合性の原則(遵守義務、四〇条)や損失補填の禁止義務(法案39)等が課せられる。

これらに違反すれば民事上、損害賠償義務を負うことになる。

また、虚偽記載のある有価証券報告書の提出会社の役員等は投資者の賠償責任がある旨が明記された(法案24の4)。

一般事業会社の資金調達手段が多

改正信託法(案)との関係

今国会において、大正一一年に成立した後、実質的な改正が行われていなかった信託法の抜本的な改正案の成立が見込まれている。そして施行時期は金融商品取引法案と同一時期になることが予定されている。

改正案では、原則、監査対象外と

有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正であることを確認した旨を記載した確認書

③の四半期報告書にも準用(24の4の8)。

金融商品取引所上場有価証券発行者(24の1)は強制(24の4の2)。

提出義務者のうち右記以外の会社は任意(24の4の2)。

④企業集団および会社の財務計算に関する書類その他の情報の適正性に関する評価報告書(いわゆる経営者の「内部統制報告書」)

金融商品取引所上場有価証券発行者(24の1)は強制(24の4の4)。

提出義務者のうち右記以外の会社は任意(24の4の4)。

提出義務者のうち右記以外の会社は任意(24の4の4)。

④四半期報告書

金融商品取引所上場有価証券発行者(24の1)は強制(24の4の4)。

提出義務者のうち右記以外の会社は任意(24の4の4)。

提出義務者のうち右記以外の会社は任意(24の4の4)。

④四半期報告書

金融商品取引所上場有価証券発行者(24の1)は強制(24の4の4)。

提出義務者のうち右記以外の会社は任意(24の4の4)。

提出義務者のうち右記以外の会社は任意(24の4の4)。

④四半期報告書

重要事項につき有価証券報告書の虚偽記載等が発覚した場合、その有価証券報告書の提出者に一〇年以上の罰金または一、〇〇〇万円以下の罰金あるいは両方が併科される(法案1①)。

粉飾決算は「重要な事項に該当するおそれが高いので、粉飾決算を予防し発見し、あるいは自ら指示しないよう」に経営者の自覚が必要である。

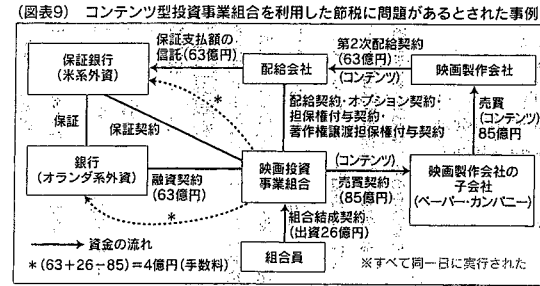
刑事上のリスク

重要事項につき有価証券報告書の虚偽記載等が発覚した場合、その有価証券報告書の提出者に一〇年以上の罰金または一、〇〇〇万円以下の罰金あるいは両方が併科される(法案1①)。

粉飾決算は「重要な事項に該当するおそれが高いので、粉飾決算を予防し発見し、あるいは自ら指示しないよう」に経営者の自覚が必要である。

橋上 徹(はしがみ・とおる)  
新日本監査法人金融部社員(公認会計士)。  
現在、金融機関の監査・内部統制・金融検査マニュアル対応業務に従事。一橋大学商学部卒業、筑波大学大学院ビジネス科学研究科修了(法学修士)。大手監査法人マネージャー、大手金融機関勤務を経て現職。世界の大手会計事務所の一つErnst & YoungのAmsterdam事務所に出向経験あり。

(1) 注  
上欄、北沢 鳩、竹内有樹両氏、商法協則、商行為法 \*商法第(一)七九頁  
(2) 詳細は拙稿「企業会計Vol.58 No.4 一七八〜五九頁参照のこと」。



必要となる開示事項とその実務(登録を含む)

集団投資スキーム(ファンド)を連鎖の問題と代表者が個人ファンドを有する場合の留意事項

集団投資スキーム(ファンド)を連鎖させることによりマネー・ロンダリングを図ったり、代表者の個人ファンドを利用して自社の株価操作を行ったり、集団投資スキーム(ファンド)を小口化することにより敵対的買収や不動産の地上開発を行う例が見られる。

このような、不適切な集団投資スキーム(ファンド)の利用の実態が顕在化している中、経営者の違法行為(二)や連結範囲の厳格化など会計基準の改変、監査の厳格化などに留意する必要があります。

有価証券報告書提出義務会社

「有価証券報告書提出義務会社が作成しなければならない書類は次のとおりである(図表10もあわせて参照されたい)。

①有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正であることを確認した旨を記載した確認書

②の四半期報告書にも準用(24の4の8)。

金融商品取引所上場有価証券発行者(24の1)は強制(24の4の2)。

提出義務者のうち右記以外の会社は任意(24の4の2)。

④企業集団および会社の財務計算に関する書類その他の情報の適正性に関する評価報告書(いわゆる経営者の「内部統制報告書」)

金融商品取引所上場有価証券発行者(24の1)は強制(24の4の4)。

提出義務者のうち右記以外の会社は任意(24の4の4)。

提出義務者のうち右記以外の会社は任意(24の4の4)。

④四半期報告書

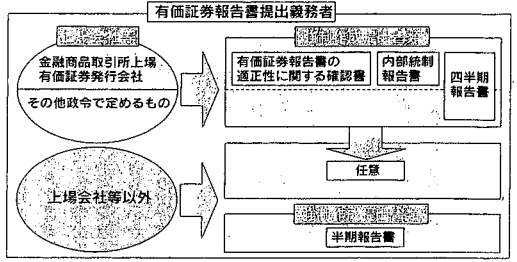
金融商品取引所上場有価証券発行者(24の1)は強制(24の4の4)。

提出義務者のうち右記以外の会社は任意(24の4の4)。

提出義務者のうち右記以外の会社は任意(24の4の4)。

④四半期報告書

(図表10) 有報作成義務者と作成提出書類との関係



第二種金融商品取引業者の登録事項と留意事項

集団投資スキーム(ファンド)により

己資本比率規制を受ける会社は単体の第二四半期情報の開示も強制(24の4の7)政令。さらに公認会計士または監査法人の監査証明を要する(同の7)ことにならざるを得ない(政令によ)。

提出義務者のうち前記以外の会社は任意(24の4の7)。

提出義務者のうち前記以外の会社は任意(24の4の7)。

提出義務者のうち前記以外の会社は任意(24の4の7)。

提出義務者のうち前記以外の会社は任意(24の4の7)。